

余裕期間制度設定工事と通常の工事では、以下の事項が異なります。

	余裕期間制度設定工事		通常工事
	発注者指定方式	任意着手方式	
発注時の工期設定	余裕期間+実工期		実工期
技術者等の配置	余裕期間内は不要		工期内は必要
工期の始期	発注者が指定する 着工日	受注者が選択する 着工日	契約締結日から 5日以内の日
工期の終期	履行期限	着工日から実工期 に応じた履行期限	履行期限
着工日 通知書の提出	不要	必要	不要
契約保証期間	全体工期		契約書記載の工期
前払金請求可能時期	着工日以降		契約締結日以降
工事着工届提出時期	着工日から5日以内		契約締結日から5日以内
工程表提出時期	着工日から5日以内		契約締結日から5日以内
コリンズへの 工事情報登録期限	着工日から10日以内		契約締結日から 10日以内
コリンズに登録する 「契約工期」	全体工期		契約書記載の工期
コリンズに登録する 「技術者従事期間」	実工期		契約書記載の工期
中間前払金の期間	実工期の1/2以上		契約書記載の工期の 1/2以上